

前回までの論議をとりまとめる際の考え方（修正）

1. 昭和47年に制定された労働安全衛生法は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、労働者の安全と健康の確保を図ることとしている。この労働安全衛生法体系の下で、労働災害は長期的に減少してきたが労災保険の新規受給者数は未だ年間55万人にも及びその減少傾向は鈍化しており、重大災害は高水準で推移している。また、「過労死」等の労災認定件数は高い水準で推移しており、化学物質等による健康障害も後を絶たない。
2. その背景としては、昨今の社会経済情勢の変革の中で、企業においては、アウトソーシングの増大、合併・分社化による組織形態の変化、新規の機械や化学物質の導入による生産方式の多様化が進行し、また、労働者においては、労働者の就業形態の多様化、雇用の流動化、高齢化等が進行している。このため、所属や勤務形態の異なる労働者の混在、さらには世代の交代に伴い安全衛生に関するノウハウが伝承されていないことによる「現場力」の低下、過度の成果志向による労働者の負担の増加等、労働現場における様々な変化が進行してきていると考えられる。
3. このような状況下において、昨年の夏以降、製鉄所における溶鋼の流出灾害、ガスタンクの爆発災害、油槽所におけるガソリンタンクの火災災害及びタイヤ製造工場における火災事故等、我が国を代表する企業において重大災害が頻発した。このため、安全管理活動の強化を促す観点から大規模製造事業場に対する自主点検を行ったところ、経営トップの積極的な取組みによる安全管理の重要性、設備・作業のリスク評価等の新たな安全衛生管理手法の有効性等の分析結果がとりまとめられたところである。
また、「機械の包括的な安全基準」についても、機械安全の分野におけるグローバルスタンダードの進展を踏まえ、実効性の確保を図る必要がある。
4. 今後、企業及び労働者をとり巻く社会構造の変化に対応し、爆発災害をはじめとする重大災害の増加をくい止め、さらに労働災害発生の一層の減少を図るためにには、労働安全衛生関係法令による従来からの手法を踏まえつつ、
 - ①社会構造の変化に対応するための安全衛生管理体制の在り方
 - ②労働安全衛生マネジメントシステム等の企業における新たな安全衛生管理手法の促進
 - ③①、②以外で、安全衛生対策上検討すべき事項
 等の新たな課題について検討を行う必要がある。
5. 以上を踏まえ、前回の議論のとりまとめに当たっては①、②、③の項立てに分け、整理したところである。